

令和7年1月1日～

電子申請 義務化のお知らせ

令和7年1月1日より以下の手続きについて、原則、電子申請での報告が義務化されました。ご対応をお願いします。

- ◆ 労働者死傷病報告
- ◆ 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医選任報告
- ◆ 定期健康診断結果報告
- ◆ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ◆ 有害な業務に係る歯科健康診断結果等報告
- ◆ 有機溶剤等健康診断結果報告
- ◆ じん肺健康管理実施状況報告

電子申請が初めての方



大阪発・新4S運動

「Safety」 「Satisfy」 「Shine」 「Smile」
安全 満足 輝く 笑顔

利用の流れ

e-Govアカウントの取得



e-Gov電子申請アプリのインストール



e-Govでの電子申請

e-Govのトップページはこちら

<https://shinsei.e-gov.go.jp>



e-Govアカウントの取得方法やアプリをインストールする方法、アプリの利用方法はこちらをご覧ください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/beginner>



電子申請システムについて

電子申請義務化の報告は、①「e-Gov電子申請」のほか、
②「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」からも申請可能です

①e-Gov電子申請（パソコンのみ）

e-GOV 電子申請

<https://www.e-gov.go.jp/>

e-Gov利用者サポートデスク

■ Webお問合せ : <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

■ 電話番号 : 050-3786-2225

(通話料金はご利用の回線により異なります)

受付時間: 4・6・7月 平日 午前9時～午後7時

土日祝 午前9時～午後5時

5・8～3月 平日 午前9時～午後5時

(土日祝、年末年始は休止)

②労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

(パソコン・スマートフォン)



◆対応している申請

労働者死傷病報告
総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医選任報告
定期健康診断結果報告
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
有害な業務に係る歯科健康診断結果等報告
有機溶剤等健康診断結果報告
じん肺健康管理実施状況報告



<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp>

帳票入力支援サービスヘルプデスク

■ e-mail : chohyo-sup@grandunit.com

■ 電話番号 : 03-5829-5921

受付時間: 平日 午前8時30分～午後5時

(土日祝、年末年始は休止)

労働者死傷病報告に関する電子申請の方法については、厚生労働省の特設ページに解説資料や動画等を掲載しています。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00002.html

